

令和元年度第2回(通算第8回) 学校再編検討会議

資 料

学校再編の実施方針に係る提言(案)	・・・ 1
学校統合に係る準備及び心のケア体制について	・・・ 3
通学方法について	・・・ 4

学校再編の実施方針に係る提言（案）

1 喫緊の課題とする学校の統合について

児童・生徒数の減少が著しく、喫緊の課題とする学校の統合については、これまでの保護者や地域の方との意見交換会、学校再編検討会議での意見聴取などの内容を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 志染中学校の統合

ア 統合校

志染中学校は、緑が丘中学校と統合する。

- 統合校として緑が丘中学校と自由が丘中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていないが、緑が丘中学校は、地理的に東西に長い志染地区のほぼ中間点に位置することから、統合校は緑が丘中学校とする。
- 志染地区の方の生活圏は、自由が丘よりも緑が丘、青山との意見があった。

イ 統合時期

志染中学校と緑が丘中学校との統合は、令和3年度に行う。

- 一定の準備期間は必要であるが、生徒数減少が顕著であり、早急な対応を要する。

(2) 星陽中学校の統合

ア 統合校

星陽中学校は、「細川地区は三木中学校」、「口吉川地区は吉川中学校」とそれぞれ統合する。

- 細川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいる。
- 口吉川地区は、統合校として三木中学校と吉川中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていないが、地域が隣接し、地域性が似通っているため、統合校は吉川中学校とする。

イ 統合時期

星陽中学校と三木中学校（細川地区）及び吉川中学校（口吉川地区）との統合は、令和4年度に行う。

- 三木中学校及び吉川中学校との統合準備を進めるため、一定の準備期間を要する。

(3) 吉川4小学校の統合

ア 統合校

吉川の4小学校は、みなぎ台小学校に集約し、統合する。

児童数、教室数、建築年度等を勘案し、みなぎ台小学校に他の3小学校を集約する。

イ 統合時期

- 中吉川小学校：令和3年度
一定の準備期間は必要であるが、早急な対応を要する。
- 上吉川小学校：令和3年度
複式学級化が進んでおり、早急な統合を実施する必要がある。
- 東吉川小学校：保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降に統合する。

2 喫緊の課題とする学校の統合予定一覧

年度 学校名	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年				令和5年				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
志染中					統合準備				統合												
星陽中					統合準備				統合												
中吉川小					統合準備				集約・統合												
上吉川小					統合準備																
みなぎ台小					統合準備																
東吉川小																					

3 三木市立学校の将来像（全体案）について

【小中一貫教育】

社会が急速に変化し、予測が困難な時代にあっても、生き抜く力を育む教育を更に推進するため、異学年の児童生徒の関わりや9年間の継続した教育を行う小中一貫教育（小中一貫校や義務教育学校への再編）をめざすこと。

今後、先進的な取組を参考にしながら、研究を進め、小中一貫教育の方向性や指導体制を確立すること。

【教育内容】

学力の向上や人権教育を柱とした豊かな心の育成、少人数の良さを活かした教育の実践をはじめ、三木市の学校教育がこれまで培ってきたことを継承しつつ、小中一貫教育の良さを最大限に活かした教育が推進できるよう研究を進めること。

複数の地域からなる新たな校区が生まれるため、地域社会との関わり方などについて研究を進めること。

【学校の設置】

児童・生徒数の変動について定期的に推計を行い、10年から20年後の姿として先に示した「三木市の学校再編のイメージ」を元に小中一貫教育を行う学校の設置時期や設置位置などを検討していくこと。

【保護者、地域への説明】

再編の過程において、小中一貫教育に係る研究の成果や学校再編の進捗状況について、保護者や地域の方などに丁寧に説明を行うこと。

学校統合に係る準備及び心のケア体制について

1 学校統合に係る準備

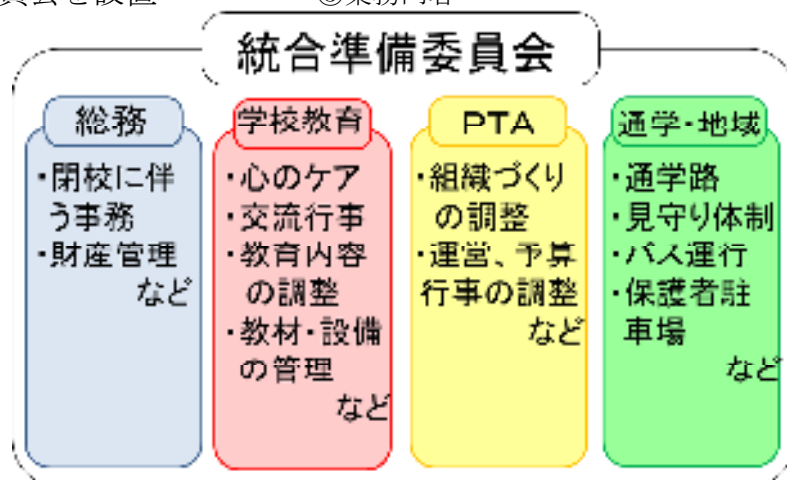
(1) 統合準備委員会の設置

①校区ごとに統合準備委員会を設置

③業務内容

②委員の構成

- ・学校代表者
- ・保護者代表者
- ・地域代表者
- ・市教委事務局



(2) 児童生徒の交流事業

中学校での活動例

- ・学校行事への相互参加
- ・部活動の合同練習
- ・1日学校体験
- ・生徒会役員の相互交流
- ・同日程によるスキー実習 等

小学校での活動例

- ・学校行事への相互参加
- ・1日学校体験
- ・合同遠足
- ・同日程による自然学校、修学旅行
- ・相互の学習交流 等

2 心のケア対策について

(1) 教職員の配置

- ・心のケア担当（仮称）の配置
- ・統合前の学校や子どもたちの様子を知る教員の配置
- ・スクールカウンセラーの配置日数の増加
- ・不登校対策指導員の派遣



(2) 学校生活上の支援

- ・情報共有（統合前後の学校生活状況、通学の状況など）
- ・アンケートの実施
- ・カウンセリングウィークの実施
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの強化



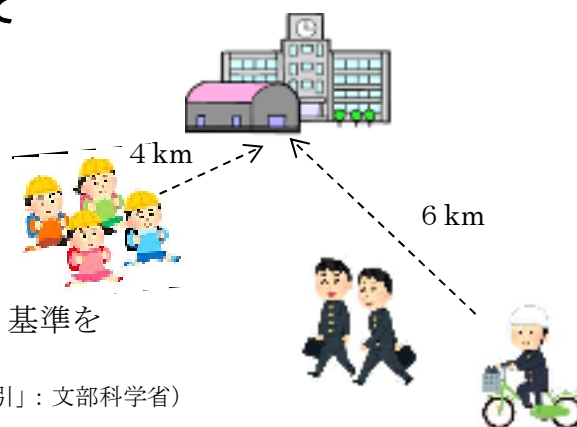
通学方法について

1 通学方法の考え方

(1) 国の通学方法の基準

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という基準をおおよその目安としている。

(「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」：文部科学省)



(2) 統合に際しての三木市の通学方法に対する考え方

- 小学校 4 km 未満は徒歩
4 km 以上は通学バス
- 中学校 6 km 未満は徒歩又は自転車（自転車通学の基準は、各校で定める。）
6 km 以上は通学バス又は自転車

通学方法について考慮すること

- ・通学距離については、国の基準に準じる。ただし、通学時間、通学路の安全等を考慮し、通学方法を決定する。
- ・児童生徒の通学方法については、自治会単位で同じ扱いを行うのが望ましいため、通学距離が国の基準を超えている児童生徒が自治会内にいる場合は、原則として、同一自治会の児童生徒の全員を同じ通学方法とする。

2 通学バスについて

通学距離が上記に示す国の基準を超えている場合は、通学バスによる通学を検討する。

(1) 便数

- 小学校：登校1便、下校2便
- 中学校：登校2便、下校2便

(2) ルート

- ・校区ごとに、乗車人数や通学時間を考慮し、ルート数を定める。
- ・校区ごとに、数か所の停留所を定め、乗降車する。

(3) その他

- ・運行は平日のみとし、休日や長期休業期間は運行しない。ただし、休業日に全校行事がある場合は運行する。
- ・路線バスやコミュニティバス等の改編があった場合は、通学方法の見直しを行う場合がある。

バスによる通学の指定地域、バスの運行ルート、停留所の場所等、校区ごとの具体的な内容については、説明会を実施し、事務局案を説明する。